

第三十一回 参議院社会労働委員会會議録第十八号

(三三)

昭和三十四年三月十八日(水曜日)午後二時十七分開会

委員の異動
本日委員山下義信君辞任につき、その補欠として阿具根登君を議長において指名した。

出席者は左の通り。

委員長 久保 等君
理事 勝保 稔君
柴田 栄君
木下 友敬君
常岡 一郎君

委員

有馬 英二君
草葉 隆圓君
斎藤 昇君
谷口弥三郎君
西田 信一君
松岡 平市君
横山 フク君
阿具根 登君
片岡 文重君
小柳 勇君
藤田 藤太郎君
光村 基助君
竹中 恒夫君

国務大臣

労働大臣

倉石 忠雄君

政府委員

労働政務次官

生田 宏一君

労働省労働基準局長

堀 秀夫君

事務局側

常任委員 増本 甲吉君
会専門員

説明員

労働大臣官房労働統計調査部長 大島 靖君

本日の会議に付した案件

○最低賃金法案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(久保等君) これより社会労働委員会を開きます。

委員の異動を報告いたします。

三月十八日付をもつて山下義信君が辞任し、その補欠として阿具根登君が選任されました。

○委員長(久保等君) 最低賃金法案を議題といたします。

御質疑を願います。

ちよつと速記をとめて。

〔速記中止〕

○委員長(久保等君) 速記を起して。

○阿具根登君 大臣に最賃法について御質問申し上げますが、本論に入る前に申し上げますが、これは直接関係がござ

いますので、一つ賃金というもののついでで考え方、定義と申しますか、賃金というものは一体どういふものであるか、こゝろの点について自民党内でも一番労働問題の詳しい大臣にうんちくを傾けた一つ御説明を願いたい、とかように思っています。

○国務大臣(倉石忠雄君) 賃金につきましても、いろいろな考え方もあるようでありまして、私どもは、賃金は労働を提供したその対価として提供者が

受け取るべきものである。こゝろにうんちくに理解しております。

○阿具根登君 それだけですか、そういう考え方で賃金というものを考えるようになっておるのですか。

○国務大臣(倉石忠雄君) お尋ねの趣旨がよくわかりませんが、賃金というものは、その形でも得られるべきものである、こゝろにうんちくに考えております。

○阿具根登君 私は賃金というものは、これは正常な労働の対価として支払われるものであるけれども、賃金というものは労働の間にあって、そしてその労働の対価としての話し合いができて、それから賃金というものである、こゝろにうんちくに考えております。

○阿具根登君 あつた方がよく私了解できなかったのですが、戦前はわゆる労働者の賃金に対する発言というものが全然できませんでした。使用者が勝手に自分の利潤の中から一部を労働者に与えて、これが賃金だということに進んで参りましたので、非常な低賃金になって、その低賃金に対しては自分たちの主張をすることができなかった。だから、御承知のように、諸外国から日本はソーシャル・ダンピングだ

という事で非常に排斥をされ、現在もその考え方がまだ日本に対して諸外国では払拭されてない。まだ日本に對しては、日本はソーシャル・ダンピングをやると、こゝろにうんちくに考えております。

○国務大臣(倉石忠雄君) 御承知のように、賃金というもののついでで考え方は、やはり歴史的にいろいろな過程を経てきておると思ひます。本来、自由経済のもとにおいては、賃金の決定せられる要素というものは、大体需要供給の關係において背はきまつておつた。

しかし、近代産業がだんだん発達するに從い、また、労働というものの對する意識が全般に違つた考え方を持つようになつてきて、最近では、ただいまお話のように、提供する者とそれを受ける者とが話し合つて決定していく。

また、そういうことについては、われわれはやはり自由経済主義者でありまして、自由な立場で労働提供者と、それを受ける者とが話し合ひで決定していく、また、私は現在においては、こゝろにうんちくに考えております。

○阿具根登君 あつた方がよく私了解できなかったのですが、戦前はわゆる労働者の賃金に対する発言というものが全然できませんでした。使用者が勝手に自分の利潤の中から一部を労働者に与えて、これが賃金だということに進んで参りましたので、非常な低賃金になって、その低賃金に対しては自分たちの主張をすることができなかった。だから、御承知のように、諸外国から日本はソーシャル・ダンピングだ

という事で非常に排斥をされ、現在もその考え方がまだ日本に対して諸外国では払拭されてない。まだ日本に對しては、日本はソーシャル・ダンピングをやると、こゝろにうんちくに考えております。

○国務大臣(倉石忠雄君) 御承知のように、賃金というもののついでで考え方は、やはり歴史的にいろいろな過程を経てきておると思ひます。本来、自由経済のもとにおいては、賃金の決定せられる要素というものは、大体需要供給の關係において背はきまつておつた。

に從い、また、労働というものの對する意識が全般に違つた考え方を持つようになつてきて、最近では、ただいまお話のように、提供する者とそれを受ける者とが話し合つて決定していく。

また、そういうことについては、われわれはやはり自由経済主義者でありまして、自由な立場で労働提供者と、それを受ける者とが話し合ひで決定していく、また、私は現在においては、こゝろにうんちくに考えております。

○阿具根登君 あつた方がよく私了解できなかったのですが、戦前はわゆる労働者の賃金に対する発言というものが全然できませんでした。使用者が勝手に自分の利潤の中から一部を労働者に与えて、これが賃金だということに進んで参りましたので、非常な低賃金になって、その低賃金に対しては自分たちの主張をすることができなかった。だから、御承知のように、諸外国から日本はソーシャル・ダンピングだ

という事で非常に排斥をされ、現在もその考え方がまだ日本に対して諸外国では払拭されてない。まだ日本に對しては、日本はソーシャル・ダンピングをやると、こゝろにうんちくに考えております。

○国務大臣(倉石忠雄君) 御承知のように、賃金というもののついでで考え方は、やはり歴史的にいろいろな過程を経てきておると思ひます。本来、自由経済のもとにおいては、賃金の決定せられる要素というものは、大体需要供給の關係において背はきまつておつた。

しかし、近代産業がだんだん発達するに從い、また、労働というものの對する意識が全般に違つた考え方を持つようになつてきて、最近では、ただいまお話のように、提供する者とそれを受ける者とが話し合つて決定していく。

また、そういうことについては、われわれはやはり自由経済主義者でありまして、自由な立場で労働提供者と、それを受ける者とが話し合ひで決定していく、また、私は現在においては、こゝろにうんちくに考えております。

○阿具根登君 あつた方がよく私了解できなかったのですが、戦前はわゆる労働者の賃金に対する発言というものが全然できませんでした。使用者が勝手に自分の利潤の中から一部を労働者に与えて、これが賃金だということに進んで参りましたので、非常な低賃金になって、その低賃金に対しては自分たちの主張をすることができなかった。だから、御承知のように、諸外国から日本はソーシャル・ダンピングだ

という事で非常に排斥をされ、現在もその考え方がまだ日本に対して諸外国では払拭されてない。まだ日本に對しては、日本はソーシャル・ダンピングをやると、こゝろにうんちくに考えております。

○国務大臣(倉石忠雄君) 御承知のように、賃金というもののついでで考え方は、やはり歴史的にいろいろな過程を経てきておると思ひます。本来、自由経済のもとにおいては、賃金の決定せられる要素というものは、大体需要供給の關係において背はきまつておつた。

しかし、近代産業がだんだん発達するに從い、また、労働というものの對する意識が全般に違つた考え方を持つようになつてきて、最近では、ただいまお話のように、提供する者とそれを受ける者とが話し合つて決定していく。

また、そういうことについては、われわれはやはり自由経済主義者でありまして、自由な立場で労働提供者と、それを受ける者とが話し合ひで決定していく、また、私は現在においては、こゝろにうんちくに考えております。

になつております。西独のエアハルト経済相、この方たちが、大臣の説明では、これはあとで十分に——この大学ですか、上智大学ですか、そこで話をした場合には云々と云つておられますけれども、事実発表されたものは、非常に日本は品物を安くしておる、ということ、特に労働者の低賃金である、こゝろにうんちくに考えております。

○阿具根登君 あつた方がよく私了解できなかったのですが、戦前はわゆる労働者の賃金に対する発言というものが全然できませんでした。使用者が勝手に自分の利潤の中から一部を労働者に与えて、これが賃金だということに進んで参りましたので、非常な低賃金になって、その低賃金に対しては自分たちの主張をすることができなかった。だから、御承知のように、諸外国から日本はソーシャル・ダンピングだ

という事で非常に排斥をされ、現在もその考え方がまだ日本に対して諸外国では払拭されてない。まだ日本に對しては、日本はソーシャル・ダンピングをやると、こゝろにうんちくに考えております。

○国務大臣(倉石忠雄君) 私は、今のお話の日本の賃金について、現在の段階においていつも例に引かれます所分のうちの労働所得の占める分というものは、必ずしも低位にあるとは思つておりません。ただ問題とわれわれが考えなければならぬと思ひますこと

になつております。西独のエアハルト経済相、この方たちが、大臣の説明では、これはあとで十分に——この大学ですか、上智大学ですか、そこで話をした場合には云々と云つておられますけれども、事実発表されたものは、非常に日本は品物を安くしておる、ということ、特に労働者の低賃金である、こゝろにうんちくに考えております。

○阿具根登君 あつた方がよく私了解できなかったのですが、戦前はわゆる労働者の賃金に対する発言というものが全然できませんでした。使用者が勝手に自分の利潤の中から一部を労働者に与えて、これが賃金だということに進んで参りましたので、非常な低賃金になって、その低賃金に対しては自分たちの主張をすることができなかった。だから、御承知のように、諸外国から日本はソーシャル・ダンピングだ

という事で非常に排斥をされ、現在もその考え方がまだ日本に対して諸外国では払拭されてない。まだ日本に對しては、日本はソーシャル・ダンピングをやると、こゝろにうんちくに考えております。

○国務大臣(倉石忠雄君) 私は、今のお話の日本の賃金について、現在の段階においていつも例に引かれます所分のうちの労働所得の占める分というものは、必ずしも低位にあるとは思つておりません。ただ問題とわれわれが考えなければならぬと思ひますこと

になつております。西独のエアハルト経済相、この方たちが、大臣の説明では、これはあとで十分に——この大学ですか、上智大学ですか、そこで話をした場合には云々と云つておられますけれども、事実発表されたものは、非常に日本は品物を安くしておる、ということ、特に労働者の低賃金である、こゝろにうんちくに考えております。

○阿具根登君 あつた方がよく私了解できなかったのですが、戦前はわゆる労働者の賃金に対する発言というものが全然できませんでした。使用者が勝手に自分の利潤の中から一部を労働者に与えて、これが賃金だということに進んで参りましたので、非常な低賃金になって、その低賃金に対しては自分たちの主張をすることができなかった。だから、御承知のように、諸外国から日本はソーシャル・ダンピングだ

という事で非常に排斥をされ、現在もその考え方がまだ日本に対して諸外国では払拭されてない。まだ日本に對しては、日本はソーシャル・ダンピングをやると、こゝろにうんちくに考えております。

○国務大臣(倉石忠雄君) 私は、今のお話の日本の賃金について、現在の段階においていつも例に引かれます所分のうちの労働所得の占める分というものは、必ずしも低位にあるとは思つておりません。ただ問題とわれわれが考えなければならぬと思ひますこと

になつております。西独のエアハルト経済相、この方たちが、大臣の説明では、これはあとで十分に——この大学ですか、上智大学ですか、そこで話をした場合には云々と云つておられますけれども、事実発表されたものは、非常に日本は品物を安くしておる、ということ、特に労働者の低賃金である、こゝろにうんちくに考えております。

は、やはり二重三重の産業構造のもとにおいて、いわゆる比較的零細な企業と、大きな産業の労働者との間の賃金格差、これはやはり一つの問題だと思えます。従つて、われわれは、その低いベースをどのようにしてできるだけ引き上げることか、これは皆が努力すべきことであると思つておりますが、今お話をありましたように、いきなり日本に来て、たとえばエアハルトが日本が低賃金だ、どういふことを言つてそういうことを言うのか、彼の新聞に書いたもの、記者に対する談話等研究してみても、どうもつかみどころがない。それで、やはりなるほどILOの機関で、その昔は日本の低賃金が論じられ、あるいはまた、ソーシャル・ダンピングというふうなことを言われたこともありますが、私に、私は、そういうことは必ずしも低賃金——そのころはいろいろデータもあつたであらうが、そのデータに基く低賃金という攻撃以外に、やはりおくれで発達した日本の産業が、たとえばランカシアの紡績に対して、日本の紡績業が彼らを圧倒する地位を占めるようになってきた。そういうふうな立場で、いわゆる商売がたきというふうな立場で、いろいろにガツトの加入等妨害しておるといふ複雑な事情というものは、やはり見のがしてはいけないと思つて、私が申し上げることが、日本の低賃金論を否定しようとするのではなく、日本に英國がいろいろなことではつて、あるいはドイツが何かといへば——今は御承知のように、世界のマーケットで、日本とドイツの製品というものは猛烈な勢いで競争している第一の好

敵手なんですから、両方とも。従つて、彼らの言うことをそのままのみに承服するということには私はとらなない。しかし、賃金の問題についてエアハルトの言うことが、しつかりしたデータに基いておる、おらないは別として、私も、やはり日本の賃金構造といふものは、さつきちよつと申しましたように、非常に格差の多いといふこと、それを引くつるめて考えれば、そう高い方ではない、こういうことは言えると思つて、従つて、この賃金といふものについて、現状で満足すべきであるといふふうなことを私は考えませんが、そこで、私もこれはから努めなければならぬと思つて、これは、いかにしての零細な企業を育成して、その低賃金をできるだけのや寄せていくことができるかといふことに、やはり力を入れてあげるべきだと思つて、

それからまた、もう一つは、日本の賃金を生み出すべき源泉である企業が、その賃金をコンスタントに支払つて、なおかつ、必要な中小企業といふものを維持していけるだけの、一方において努力を政府はすべきである。今の日本の賃金に対して、大体大ざつぱりに言つて今申し上げたような考え方をとつておるわけでありませう。

○阿具根登君 諸外国の賃金と日本の賃金を比較するといふことは、なかなかむずかしい問題だと思つて、さういふ話、エアハルトの問題が、さういふ話題を投げたので、それとドイツの労働者と日本の労働者を比較した場合に、これは日本の労働者が、ドイツの労働者に匹敵するだけの賃金をもらつておるといふことが言えるだろうか、どうだ

ろいか、こう考える場合に、エアハルトは、日本とドイツの貿易上の競争から、日本に対してわずかの期間でさういふ発言をしたといふのは、なかなかむずかしい問題であつたといふようなことを言われておりますが、エアハルト経済相が見るのは、やはり自分の国の労働者の賃金と日本の労働者の賃金を考えた場合に、さういふ発言になつてきたのではないか、さういふうちに考えるわけなんです。さういふしす、それは競争意識だけ、商売意識だけでさういふことを言つたのであるかどうかといふことを判定するためには、じゃあドイツの労働者の賃金と、日本の労働者の賃金は、どういふ比率になつておるだろうか、さういふことが検討されねばならぬと思つて、それに對しては、さういふような御見解をお持ちになつておるのか、お聞かせいただきたい。

○國務大臣(倉石忠雄君) 賃金の問題について、各国の為替換算率で比較をするのがよく見られる例であります。さういふ点から申せば、たとえば、日本は、アメリカの九分の一だ、ドイツは日本の一に対して二・四くらいであります。しかし、これは、私は、あまり意味がないと思つて、さういふ為替換算率だの比較率だけとるならば、ドイツは、アメリカに比してうんと低いといふことがはつきりしておる。これは、やはりその国の国民所得といふものが、一般国民の収入といふものが、大体正比例していくのでありますから、国民所得の比較で考えれば、きわめて妥当な線ではないか、さういふことが言えると思つて、従つて、私も、さういふ意味から申せば、やはり日本人全体の国民所得といふものは、日本に対してアメリカは九・六くらいになりますか、ドイツも約二・四くらいかと思つて、従つて、総合的に、日本の賃金格差といふものを論ずるに、賃金の平均からいへば、大体国民所得と匹敵している、さういふことが言えると思つておられます。

○阿具根登君 一応数字では、為替換算率でいふと説明されておるようでございますが、それも肯定いたしました。それが、私にそれよりも、賃金——いわゆるそれによつて生活を営んでおるといふ考えから立つならば、双方の労働者の生活環境はどうあるかといふことを一応考へてみる必要があるのではなからうか、かように思つておられます。それで、大臣の先ほどの話では、日本は、大企業と中小企業の賃金の格差が非常に大きいといふことを言われております。これを裏返せば、中小企業は非常に低い、しかし、大企業はよそ並みにもらつておるのだ、低いことではないのだ、さうなると思つて、さうならなければ、これは、日本は全般的に見て非常に低いのだといふことになりませうから、格差といふ言葉が出てくる。さうすると、それと、ドイツの産業と比較した場合に、賃金格差で大臣が考へておられる——大企業はそんなに賃金は低くありませんよといふその大企業を一つ例にとつてみますと、日本の炭鉱労働者とドイツの炭鉱労働者の生活環境はどうであるか、お調べであつたならばお知らせ願ひます。

○説明員(大島晴君) 先ほど来、阿具根先生御質問の御趣旨は、両国の賃金水準の比較につきまして、単に為替換算の名目賃金の比較では、必ずしも問題の解明にはならないが、両国の労働者の生活環境と申しますか、賃金によつて実質的な生活内容を得る程度、いわば実質賃金の比較、さういふふうな点についてどうか、さういふ御質問の御趣旨と存するのでありますが、先生御承知の通り、賃金の国際比較、ことに実質賃金の国際比較といふことになりまして、非常に困難といふようになります。むしろ不可能に近いわけでありませう。ただ従来、各国における専門家のよつて、いろいろな実質賃金の国際比較の試みがなされておるわけなんです。その一つに、アメリカの労働省が実施いたしました各国の実質賃金の比較、これは、賃金によつて得られます生活内容全般についてと申しますよりも、一番相対的に比較しやすい食糧について、食糧を相互に比べてみるというやり方、いわゆる食糧賃金比較という形でやつたものが、かなり世界的に有名なわけなのでありますが、これは、各国の賃金で、各国の食糧の物価水準で、これだけの食糧を買えるかといふ、これによつて比較をしているのですが、問題は、その各国における労働者の生活の内容が、非常に違つて、日本においては米を食ふ。ヨーロッパではパンを食ふといふように、内容が違つて、それで、さういふだけとそれだけの各国の生活内容を同じものと仮定した場合どうかといふようなやり方で、双方に基準を合せて計算したものがあつたわけなのであります。これは、アメリカとヨーロッパについて行われたものでありますが、それをさらに、まあ

試算の域を脱しないのでありますが、日本とアメリカと比較いたしました、アメリカとヨーロッパの比較に接続いたしますと、一応の比較ができるという形なんです、その計算によりまして、ドイツの実質賃金、食糧賃金は、日本を一といいたしますと、一・三四五、この辺の見当にこのものではなからうかと思ひます。ただ、この点先ほど来大臣からも申し上げておりますように、それによつて低賃金云々の批判になりますのはちよつと早計でありまして、アメリカとドイツを比べましたものは、もちろんさらに低いという形になりますし、従つて、大臣が申し上げておられますように、一人当り国民所得の比較と対比して見るということが、やはり比較の問題となると思ひます。大抵以上の通りであります。

○阿貝根登君 今御説明になりました、アメリカと西歐との比較、それから日本に対する比率、こういうもののデータを資料で出していただきたいと思ひます。できますか。

○説明員(大島清) お配りいたしました資料の中に入つておると思ひます。

○阿貝根登君 それじゃ、あとでまた見てみます。

私が質問しておりますのは、日本の低所得者の問題についてはなかなかおわかりにくいだろう、だから大臣が言われておる格差のある高い方の賃金と、向うの同職種の賃金を比較する場合に、ただ為替換算率だけでは非常にそれはやりにくいと大臣が言つておられるので、実質賃金と言われましたが、その通り、実際同じ産業をやつておつて、どちらも非常な大企業である

というふうな場合を見たときの生活状態がいかにあるかということ言つておるわけなんです。そういういたしますと、今度はそれ以下の格差のある中小企業というものは、いかにみじめであるかということがはつきり出てくるわけなんです。だから、資料をあとで見えますが、先ほど統計調査部長が言われた言葉では、その格差はないのだというふうなことを言われましたので、一つその数字を示していただきたい。私どもが持つておりますものは、相当開きがあるように感じておりますが、皆さんのように、非常な権威のあるところから調べるものが私にはなかなかむずかしいので、私らの数字を言え、これはまた一方的に作つたのだというふうに誤解を受けてもいけません。ただ、感傷的にドイツの労働者は炭鉱へ行つて四万円から六万円の手取りの賃金をもらつておられます、日本では一万八千円から二万円じゃないか、これだけで割つ切つたのではおそろしく納得して下さらないと思ひます、それを詳細に一つ調べて御提出をお願いいたします。

○説明員(大島清) 全般的な平均賃金、名目賃金にいたしましたも、食糧賃金にいたしましたも、これを一応国際的に比較いたしますと、先ほど来申し上げた通りであります、各国が、ところが先生御指摘のように、各国ともに規模別の賃金格差というものがあつてあります。従つて、それによつて規模別に各国を見た場合どうかというところなんです、同じく資料の中に詳細に出していると思ひますが、日本の場合は規模別の格差が大企業に比べて小企業、零細企業に

なりまして大体四割程度に賃金は落ちてくるわけでありまして、しかし、これがドイツの場合にございまして、大体七割から八割程度にしか落ちない、従つて、規模別の賃金格差というものは、ドイツに比べて日本がはなはだ格差は大きいということなんです。従つて、平均が一応の数字になつておきますと、規模別に比べますとその国際的な格差というものは、規模の大きい方になりますと、必ずしもそれほど開かないかもしれず、あるいは規模が小さくなりますとさらに開くかもしれないのであります。ただ御承知の通り、これもお配りいたしました賃金資料の中にかなり詳しくデータをあげておるのであります、規模別格差、平均の数字で申しますと、これには労働者の構成がばたに入つてくるわけなんです。従つて、平均の格差のほかにさらに規模別に見たらどうか、産業別に見たらどうかというふうな点も格差の点について考えてみなくてはならぬと思ひます。規模別格差にいたしましたも、今四割程度に落ちると申しましたが、たとえば職種を同じくいたしました、たとえば、年令を同じくいたしました、これは動続年数を同じくする、こういうふうな形で規模別の格差をとつてみますと、これは必ずしも四割程度までには落ちないものであります、七割とか六割とか、あるいは場合によれば八割程度にしか落ちない場合も多いわけでありまして、そういう関係で国際的な比較になりますと、産業別に、たとえば石炭で大きなところでドイツの場合の賃金と日本の場合の賃金と、これの実質賃金の比較はどうかということ、は、ちよつと国際比較としては困難であらうかと、かように存する次第であります。御了承願ひます。

○阿貝根登君 資料見てみましたけれども、私が質問しているのと少し違ふようでもございまして、私は生活の実態から割り出して、そして双方の同じような産業をしている人たちの生活の実態、実質賃金というものを私は知りた、こういうことをお聞きしているのでもございまして、あとで資料でまとめてもらいたいと思ひます、この資料に対しても質問ございしますが、これは次のことにいたします。

そこで大臣にお尋ねいたしますのは、賃金の問題で、今少し質問して見ましたが、大臣は大臣なりのお考えを述べておられますが、これを否定するものではございせんが、私は納得できません。否定しないというものは、大臣の立場からおっしゃられることでございまして、私は賃金という問題について、賃金によつて生活している人たちの考え方から見てどうも納得できない、かように思つております。

そこで、それでは最低賃金とはどういふものであるか、いわゆる政府が三回にわたつてこれを出されてい、ILOでは三十年も昔にこれが定められていた。十九世紀の末から最低賃金というものが各国では論議されてい、そういうものに對して一顧だもせず、日本は資本主義、軍国主義でこれを押さへつけてきていた。そして戦後十三年もたつた今日、やつと最低賃金という名前の法律案を出されております。そういういたしますと、最低賃金とは何か、この点について御説明をお願いいたします。

○阿貝根登君 資料見てみましたけれども、私が質問しているのと少し違ふようでもございまして、私は生活の実態から割り出して、そして双方の同じような産業をしている人たちの生活の実態、実質賃金というものを私は知りた、こういうことをお聞きしているのでもございまして、あとで資料でまとめてもらいたいと思ひます、この資料に対しても質問ございしますが、これは次のことにいたします。

そこで大臣にお尋ねいたしますのは、賃金の問題で、今少し質問して見ましたが、大臣は大臣なりのお考えを述べておられますが、これを否定するものではございせんが、私は納得できません。否定しないというものは、大臣の立場からおっしゃられることでございまして、私は賃金という問題について、賃金によつて生活している人たちの考え方から見てどうも納得できない、かように思つております。

そこで、それでは最低賃金とはどういふものであるか、いわゆる政府が三回にわたつてこれを出されてい、ILOでは三十年も昔にこれが定められていた。十九世紀の末から最低賃金というものが各国では論議されてい、そういうものに對して一顧だもせず、日本は資本主義、軍国主義でこれを押さへつけてきていた。そして戦後十三年もたつた今日、やつと最低賃金という名前の法律案を出されております。そういういたしますと、最低賃金とは何か、この点について御説明をお願いいたします。

○阿貝根登君 資料見てみましたけれども、私が質問しているのと少し違ふようでもございまして、私は生活の実態から割り出して、そして双方の同じような産業をしている人たちの生活の実態、実質賃金というものを私は知りた、こういうことをお聞きしているのでもございまして、あとで資料でまとめてもらいたいと思ひます、この資料に対しても質問ございしますが、これは次のことにいたします。

そこで大臣にお尋ねいたしますのは、賃金の問題で、今少し質問して見ましたが、大臣は大臣なりのお考えを述べておられますが、これを否定するものではございせんが、私は納得できません。否定しないというものは、大臣の立場からおっしゃられることでございまして、私は賃金という問題について、賃金によつて生活している人たちの考え方から見てどうも納得できない、かように思つております。

そこで、それでは最低賃金とはどういふものであるか、いわゆる政府が三回にわたつてこれを出されてい、ILOでは三十年も昔にこれが定められていた。十九世紀の末から最低賃金というものが各国では論議されてい、そういうものに對して一顧だもせず、日本は資本主義、軍国主義でこれを押さへつけてきていた。そして戦後十三年もたつた今日、やつと最低賃金という名前の法律案を出されております。そういういたしますと、最低賃金とは何か、この点について御説明をお願いいたします。

○阿貝根登君 資料見てみましたけれども、私が質問しているのと少し違ふようでもございまして、私は生活の実態から割り出して、そして双方の同じような産業をしている人たちの生活の実態、実質賃金というものを私は知りた、こういうことをお聞きしているのでもございまして、あとで資料でまとめてもらいたいと思ひます、この資料に対しても質問ございしますが、これは次のことにいたします。

そこで大臣にお尋ねいたしますのは、賃金の問題で、今少し質問して見ましたが、大臣は大臣なりのお考えを述べておられますが、これを否定するものではございせんが、私は納得できません。否定しないというものは、大臣の立場からおっしゃられることでございまして、私は賃金という問題について、賃金によつて生活している人たちの考え方から見てどうも納得できない、かように思つております。

そこで、それでは最低賃金とはどういふものであるか、いわゆる政府が三回にわたつてこれを出されてい、ILOでは三十年も昔にこれが定められていた。十九世紀の末から最低賃金というものが各国では論議されてい、そういうものに對して一顧だもせず、日本は資本主義、軍国主義でこれを押さへつけてきていた。そして戦後十三年もたつた今日、やつと最低賃金という名前の法律案を出されております。そういういたしますと、最低賃金とは何か、この点について御説明をお願いいたします。

○阿貝根登君 資料見てみましたけれども、私が質問しているのと少し違ふようでもございまして、私は生活の実態から割り出して、そして双方の同じような産業をしている人たちの生活の実態、実質賃金というものを私は知りた、こういうことをお聞きしているのでもございまして、あとで資料でまとめてもらいたいと思ひます、この資料に対しても質問ございしますが、これは次のことにいたします。

そこで大臣にお尋ねいたしますのは、賃金の問題で、今少し質問して見ましたが、大臣は大臣なりのお考えを述べておられますが、これを否定するものではございせんが、私は納得できません。否定しないというものは、大臣の立場からおっしゃられることでございまして、私は賃金という問題について、賃金によつて生活している人たちの考え方から見てどうも納得できない、かように思つております。

そこで、それでは最低賃金とはどういふものであるか、いわゆる政府が三回にわたつてこれを出されてい、ILOでは三十年も昔にこれが定められていた。十九世紀の末から最低賃金というものが各国では論議されてい、そういうものに對して一顧だもせず、日本は資本主義、軍国主義でこれを押さへつけてきていた。そして戦後十三年もたつた今日、やつと最低賃金という名前の法律案を出されております。そういういたしますと、最低賃金とは何か、この点について御説明をお願いいたします。

ます。それは今私が前段に申し上げましたようなことでは救われぬ人があつた。そういう人々に対しては、やはり社会正義というふうな立場から、政治はこれらの人々を救済するために法制化して最低賃金というふうなものを定める。私もやはり日本でもそのあるべきだと思つております。従つて、その基礎になるものは、やはり生活費、まあそれからいろいろ日本ではございましてたとえば生活保護の算定もありまして、あるいはまた、大體公務員等の賃金をきめる場合の資料にするデータもございまして、そういうふうなものを勘案して、そして大體この程度というものが、やはり一応の最低基準として取り上げられるべき参考資料とされるべきものではないか、こういうふうに思つております。

○阿具根登君 ただいまの御答弁で、非常によくわかりましたが、そういうしますと、最低賃金というものは、業者と勤めておる人が話し合つてきめるのが一番妥当である。これが原則である。しかし、それができない場合に、生活に困窮しておる、生活が営まれない、そういう人に対して、法は、その生活を守る意味をもつて最低賃金というものを作つて、法律としてこれを守るので、こういうことになると思つていますが、そういう解釈でよろしゅうございいますか。

○国務大臣(倉石忠雄君) 私どもは、原則的にはやはりそういうふうな手段をとつていくべきだと思つております。○阿具根登君 そうしますと、大臣がそうおつしやいましたように、たとえ

ば人事院が調べた標準賃金もございまして、成年男子で七千五百なんぼ、生活困窮者が一人三千五百なんぼというのが出ておるようでございます。そういうのが出ておるようでございます。うが、大臣がたゞいま言われたあの言葉の根拠、いわゆるどのくらいが最低賃金であるか、人間が労働をやつて生活をおくる場合に一体どのくらいが要するの、一応の考えがあつて最低賃金というものが出せると私は思ひます。そうすると、幾らが最低賃金として考えられる線であるか、これをお示し願ひたい。

○政府委員(堀秀夫君) ただいま大臣から御答弁いたしましたように、最低生活費がどの程度であるかということを検討いたします。いろいろ標準が考えられるわけでございます。たとえば、先ほどお話しいたしましたように、生活保護法の保護基準によりますと、東京では成年男子の単身者の月額は約三千五百円となつておること、御承知の通りでございます。また、これに對しまして人事院が標準生計費というものを東京の満十八才成年男子単身者について策定しておりますが、これは月額東京で七千五百円程度でございます。また、そのほかにあるいは総理府統計局の家計調査であるとか、あるいは厚生省の厚生行政基礎調査であるとか、いろいろな資料があるわけでございます。そこで、これらから、最低生活費としてきめるべきかという問題になるわけでございます。ところが、わが国の労働者の生活状態あるいは賃金状態は、御承知のように、その地域あるいは業種あるいは職種等によりま

していろいろな格差があるわけでございます。そこで、私も、私どももいたしましては、この最低賃金法が実施になりました際には、最低賃金審議会、これは労働・中立の三者同数の構成から成るものでございまして、この審議会においでして、私どもも方からはたゞいま二、三の例として申し上げましたが、そのほかに、その地域、業種、その生活状態の労働者については生計費に關する調査資料はこの程度であるという資料を全部お出しいたします。また、それと同時に、その地域あるいはその業種におきまして、その類似の労働者の賃金水準というふうな統計調査資料もございまして、また、通常の企業の賃金支払、こういうふうなものに關するいろいろな資料もございまして、これらを提供いたしまして、そうして具体的に最低賃金をその地域のこの業種の労働者についてきめる場合には幾らにする、その場合に今申し上げました三つの基準を参考としつつ御意見をいただくわけでございますが、その場合にはその具体的な場合につきまして、ただいま申し上げましたような資料を詳細に提供申し上げ、十分御検討願つて、その意見を尊重して最低賃金を決定するので、このような方法を考へておるわけでございます。

○阿具根登君 人事院が示しておる成年男子の七千五百円とか、それから生活扶助を受けておる三千五百円という数字は私も知つておるのです。そういうものでなくて、今大臣が言われたように、最低賃金というものは生活を維持できる費用だ、こういうふうにおつしやつた私は思つておるのです。そ

うするならば、生活を人間が営む上にはどのくらい最低限のことが必要でございまして、これをきめて、私どもも一月以上これをやられたから、すでに資料を持つておられると思うのです。そういう腹案も何もなくて法律をきめて、君たちが最低賃金を持つてきなさい、それに従つてこれをどうか見てみなさい。そういうことでは私はとても法律をこゝまで作られたとは思ひません。あなた方はちゃんとそのものをさし持つておられるはずで、それを知らして下さうといふのです。

○政府委員(堀秀夫君) ただいま申し上げましたように、東京におきまして成年の単身者が最低の生活を営むという基準は、これは厚生省においていろいろカリキュラム計算その他をいたしまして、三千五百円という数字を出しております。そこで私は、その輕易な作業を営んでおる、そうしてそれで最低生活を営むほんとうの最低の生活費というものは、たとえば東京ではこの辺のところが基準になるのではなからうかと思ひます。たとえばこの場合におきまして、生活保護はきわめて輕易な作業に従事する軽作業の場合を予定してカリキュラム計算をいたしております。そこで、最低賃金となりますと、そのほかにその従事する職種、業種によつておのおの違う労働力の消耗を来たす。これに對する補給度というものは、またその業種、業種に應じまして、またあるいは、その地域、農村であるか、都市であるか、あるいは都市周辺であるとか、その辺の物価等によりましていろいろ違つてくるわけでありまして、そこで、たとえば東京の今のぎりぎりの、きわめて軽作業をやつて

いる場合の成年単身者の最低生活を営む程度のもものは、厚生省においてこのように策定しております。これだけでは基準にならない。そこで、私は、以上のようなことは一つの標準になりまされども、それにその業種、業種、地域におけるそれぞれの特殊性を加味いたしまして、それぞれの場合に應じた最低生活費というものがあつてくる。このように考へておるわけでございます。

○阿具根登君 非常にニュアンスのある言葉返しをされて言われましたけれども、一言にしていうならば、最低賃金は東京の成年男子で三千五百円です。そういう結果になると思つて、高から比べてみると、いなかというものはおそろしく私どもがきわめて驚くような数字を考へておられる、こう思ふわけなんです。そんな最低賃金というのがあるのか。そこで、最低賃金というものはただ生きるだけのものか、生きるだけの、恩恵的に生きるだけのものを言われておるのか、あるいは憲法の示すごとく、最低の文化生活を営むものであるのか、しかもそれに対してこれは労働しておる人に対する賃金でございます。その労働を付加したものがどのくらいあるのか、こういう点をはつきりしてもらいませんと、ただいまの局長の御説明を聞いておれば、国民はびっくりしますよ。三千五百円で東京は食えるのだから、最低賃金というものはもつと下だ、こういうことになる、地域です、東京の厚生省の案をとつて、そう言われておるから、地域の差があるというのをいづつも言つておられるのであります。そ

れよりも地域の差が出てくるというならば、一応日本では東京が物価の高い方だと私は考えておる。そうすると、もつといなかにいけば最低賃金というものは三千円を下回るものである。そうであるとするならば、私は最低賃金のあなたが今言われた三千五百円、あるいは地域によつてどうかモデル地域でよろしい、その地域でも三千元から三千円、二千五百円なら二千五百円で生きるすべての資料を全部出していただきたい。

○政府委員(堀秀夫君) この点につきましては、ただいま私が申し上げましたように、生活保護法によるものの保護基準と申しますのは、きわめて軽易な作業を営んでおる程度でありまして、いわばまあ労働につけない、適職がない、それでうちでぶらぶらしておるという場合に、それに対して最低生活費はどれくらいというぎりぎりのところでございます。そこで、この三千五百円がそれを全部当てはまるのじゃないか、こういうお尋ねでございます。私は、私どもはそれは考えておらない。これはおのずからその従事する業態、職種によりましてそれぞれ労働力の消耗を来すわけでございます。これを補なつていかなければ、これは労働の対価として受けるに値する金額にはならないわけでございます。そこで私は、この厚生省の生活保護費の最低基準というものは、これはまあいわばほんとうに、ただいまお話のような、ぶらぶらして生きていくためのものでございまして、その上に当然積み上げられていかなければならない。しからばそれが幾ら、何円であるか、具体的に示せと、こういう御質問に次

はなるかと思つておりますが、私はこれはわが国におきましては、地域それから業種、その従事する業種、業態、そういうものによりまして物価の差異もございまして、それから消耗する労働力の程度も違つてくるわけでございます。それらのものを勘案いたしますと、全国一律に最低賃金何千何百円ということは残念ながらきめることは非常にむずかしいと思つてございます。そこで、私は、この各地域、各業種、業態におきまして、最低賃金が決定されます際に、これらのようないろいろな資料を検討願ひまして、それが十分御検討を願ひて、適正な金額に対する意見を出していただく。それを尊重して政府が決定を行つ、こういう方式が妥当なものである、このように考へておるわけでございます。

○阿貝根登君 私の質問を言われたがその通りですがね、生きるだけで三千五百円と、私はこれだけでも、生きるだけというよりも、私は生きるに足りないのではなからうかと私は思つておるのです。それは生きるだけというならば、家にも住まわすに橋の下でもいいでしょう。拾つて食つて回つておつてもやつぱり生きておる人は生きておる人なんです。その最低の生活がどこに線をそれでは引かれてゐるか、このデータもいただきたいのですが、私はこれでも、生きるためだけに私はおそろく非常に苦勞しておられるのではなからうかと思つておるのです。そういたしますと、最低賃金というものはこれとどうあらねばならぬかという問題になつて参りました。まだ私は全国一律の線を出せと言つておるわけじゃ

ございせん。私どもは御承知のように、全国一律でやるべきだという数字もあつております。しかしですと、今おつしやいましたように、最低賃金審議会ができたならば、そういうデータを生上げて、あるいは労働力の再生産というようなこともございまして、あるいは生活の向上というのもございまして、文化的な生活というのもございまして、そういう資料を差し上げて、そうして審議を願ひ、こういうことなら、そういう資料がもうあるはずなんです。だから、たとえば東京なら東京でその最低賃金というものはどのくらいだというのがあつたのです。あなたは審議会に資料を出したのです。あなたはいないのか。あなたは持つていかなさう。すでに。それをどうしてここで言えないのか。あなたは全国一律にいないというなら、東京なら東京で最低賃金というものはどの程度か。あなたは職種によつて違うのだとおつしやるならば、どういう職種ならどのくらいという基準をお示し願ひたい。

○政府委員(堀秀夫君) 東京におきまして、この最低賃金がどのくらいかということになるわけでございしますが、これも私が御説明申し上げておりますように、業種、業態によりましてそれぞれ違つてくるわけでございします。そこで、それらの業種、業態について問題になりました際には、いろいろな資料が出てくるはずなんです。これらの資料については、それぞれ具体的に問題が起きましたときにおきまして、具体的に既存の資料もございしますし、それから具体的にその業種、業態について

支払い能力がどの程度であるか、あるいは類似の労働者の賃金がどの程度であるかといういろいろな資料を準備いたさなければならぬわけでございます。それを賃金審議会において十分御検討願ひという段取りにしておるわけでございします。しからば、それだけの資料を今持つておるのじゃないか、それを出せといふことでございしますが、これはそれぞれ具体的に業種、東京のどの何業種というところから最低賃金をきめようということになりました際に、それを検討される場合に、その業種、業態につきまして、既存の資料及びいろいろ少し細目の調査をいたさなければなりません。そういう細目の調査をいたしませんと、単に一般論をもつて、一般的な抽象的な基準をもつて具体的な場合に当てはめることになるのでありまして、これはまた避けなければならぬ。そこで、具体的にその個々の問題になりました場合に必要の調査を実施するようになつておるわけでございします。そういう点につきまして、具体的に調査をいたしまして、それらを一括して御検討願ひ、こう考へておるわけでございします。

○阿貝根登君 私が言つておりますのは、政府が少くともこういう法律案をおきめになつてお出しになつて、最低賃金というものをお作りになる場合に、それは業種もある、地域別もある、こういうことを言つておられる。支払い能力の問題にまだ私は触れておりません。今問題になつておるのは、最低賃金というものは、生活をどの程度に見るかということが問題になつておるわけでありまして、それで生活扶助を

受けておる人の最低賃金かといふと、そうでもないといふことを今言われたのです。それならそれで私はもつと考へがあるのですから、違つたのです。ただ生きるだけで、仕事も何にもせぬ。仕事をしたら引かれるのですから、これは仕事も何も引かない。極端に言へば、食つて寝ておるだけなんです。しかもどこに寝ておるかわからぬ。そこでそういうのも一つ資料があつたら出していただきたい。これは厚生省が出しておるのですから、これをいただきたいのですが、私が言つておるのは、そういう問題もからめてこまめに審議された案を作るときに、一つの業態もつかんでおられないといふような無責任なことではないと私は思ふのです。たとえば非常に業種が多いかもしぬけれども、一つの業種でこれをきめるということじゃないでしょう。同一業種というのが非常に大きなファクターになつておるでしょう。そうすると、東京なら東京で、東京においてこの業種はどのくらいだといふものさしを持つておられるはずなんだ。全然そういうのを検討されたいではないといふならおかしいじゃないですか。大体どのくらいが最低賃金になるのか。私もが一律に六千円なりあるいは八千円なりというものは、それはむちゃだと言われるのならば、言われるものさしがあるから、むちゃだ、できないといふことを言われるのだと思ふ。だからそれを示して下さい。それがなくて、人の言うやつをそれはだめだといふことはできないはずなんです。だから一つでもいい。あなたのところで、東京でなくともよろしい。

どこでもいい。あなたの考えておられる土地で、その職業でこのくらいだというものがあつたら知らして下さい。あるはずだと私は思うのです。そういうことを調査されずにこういうことをやられることはない、私は思うのです。

○政府委員(堀秀夫君) この点につきましては、実はこの最低賃金法を策定いたしました前に、約半年かかりまして、労・使・中立三者構成の中央賃金審議会において御検討願つたわけ

でございます。中央貸金審議会の審議の過程におきまして、ただいま先生お話のような議論も出たわけであります。一部の委員から出たわけでご

ざいます。そこで、これに対するいろいろな審議の検討もなされたわけでございます。結論は最低賃金額を幾らということなきめることは妥当でない、

遠い将来の理想形としては、最低賃金額幾らというふうに具体的にきめることが妥当であるけれども、現段階にお

いでに具体的に検討するとき、ことに要
当でない。そこで個々別々に具体的な
業種業態が問題になって出てきたとき
に、その場合々々について一つ検討を

で、もちろんこれには最後まで異論を唱えられる方もございましたが、審議会の大部分の御意見はそのようなこと

になりました。そうして大体政府案に盛られてありますような内容についての御答申があつたわけでございます。

まま尊重してこの法案を策定したわけ
でございます。そこで、この法律案が
実施されれば中央には中央最低賃金審

は東京なら東京の最低賃金審議会、あるいは神奈川なら神奈川の最低賃金審議会、その他各府県に全部設置されるわけでございまして、それぞれ労・使・中立三者構成の同数の委員が御参加を願うわけでございまして、それぞれの審議会におきまして、具体的にその業種、業態に応じて最低賃金額は幾らが適当であるかということをお検討をお願いしまして、結論をお出し願う。それを尊重して政府はきめる。こういう立て方にしてあるわけでございます。

以上のような通りでございますので、私は、このような段階の前に、抽象的に東京では幾らが最低生活費だというようなことを出しますのは、この際

ちよつとまだ早いのではないか。要するに、そういう三者構成の委員の御意見を尊重していく、そこで十分練つていただく、これが眼目なのであります。

たとえ一つの例をあげてみましても、東京の最低生活費は幾らかということになりました。安い方を主張される委員の方は、生活必需品の品目表

準三千五百円程度が、これが最低生活費だと、こういう主張をされる方もございましょうし、あるいは人事院が標

準生活費として出してゐる、七千五百円程度が、これが最低生活費だところ、御主張をなさる方があるわけでございます。これらの点はやはり十分に

三者の意見を突き合せられて御検討を願つて、そこに妥当な金額を決定していくといふところにこの最低賃金法のねらいがあるわけでございます。

○阿具根登君 私は、この法律はただいま局長が言つておるような法律ではないと思う。そういうことではないの

の最低貸金審議会でもこれは諮問機関であつて、決定されるのは皆さんです、大臣ですが、その大臣がものさしを持たずに、そうして人がきめたやつを、審議会できめたのをイエスとか、ノーとか言えますか。それならば大臣がきめぬでもなぜその審議会に決定権を持たさないのですか。あなたの言うのは、それは今の説明でいくならば、あなた方はものさしを持たないで何もきめきれないというならば、それならば、この権限は審議会にやればよい

じやないですが、この審議会には一切やっておらない。ただ、これは尊重されるだけで、やらなければやらないでいい、だめならだめでいい。そうしたな

らば、あなた方がそれをきめられる、
 そういうきめる人がものさしを持たな
 いで、何でもイエスとか、ノーとか言え
 ますか。あなたの説明は法律案と非常

に矛盾しておるのじやありませんか。

○政府委員(堀秀夫君) この審議会は御承知のように、審議機関でございますが、この意見は最大限の尊重、

なければならぬと思つております。その際におきまして、われわれが決定をいたしますときに当りましては、審

議会におけるいろいろな審議の経過、
 こういふものを十分検討いたしまして、
 それに基いて、そのような審議の
 経過を経てこの意見が出てきた、これ

に對してどのような態度で臨むかということは、これはその審議の経過等も十分尊重して、そういうものを十分検討した上で政府としてこれを尊重して

いく、その尊重の仕方は審議機関でございいますから、最大限に尊重していかねければならないところである、このように考へております。

○阿具松登君 最大限に尊重するといふ言葉はそれでいいのです。最大限に尊重するということは、審議会の答申をそのまま認めるということですか。言いかえれば、この審議会の決定に従うということですか。そうではないでしょう。あなたの言う最大限に尊重するというのは、それは私はいち従うということだと思ふ。それならば何も大臣がきめたり、基準局長がきめたりする必要はないと私は思う。最大限に尊重と、そう言われても、現在までいろ

にも、尊重されずにいろいろな問題が起つてきた。労働問題は基準局長はよく御承知の通りだと思います。それで

もなぜ尊重しないかといつて通すことはできない。そうするならば、あなた方は尊重するけれども、何かそれに対するものを持つておらなければなら

ぬ。ただ、向うの言つたことを聞いただけで、そうしてこれはイエスとか、ノーとか言えない。ただ最大限に尊重するのだという表現のみで、私はこ

の法律はおかしいものじゃないか。そこまで、皆さんが今に至るまでそういうものを持たれぬとするなら、おそら

く審議会の意見に依るのたという結論になると思います。それなら決定権を審議会に持たしたらいいじゃないですか。

○政府委員(堀秀夫君)　ここで尊重するところなのは、文字通り尊重するという考えでございます。しからば決定権を持たしたらいじやないか、こう

いうことでございますが、最低賃金というものは第三条にございますように、労働者の生計費、類似的労働者の賃金、通常の事業の資金支出、能力、

これら三つのものを勘案して御決定を願う、こういうことになっておるのではありません。そこで、具体的に個々の場合につきまして、これらの三つの基準に照らしましてその御意見がそのまま実行し得るかどうかという点について、やはり行政府としては検討してみなければならぬ。しかし、検討するに当りましては、もとより文字通りこの審議会の意見を尊重する、こういう建前で検討することは当然のことでございます。それならば、その前に資料を

示したとおりが、こういふことでございますが、これはわれわれはまず審議会におきまして具体的に幾らというよ
うな金額、あるいはそのほかいろいろ

な内容が出てくることを期待するわけ
です。その前に行政府としてこれは幾
らだと、おれの方はこうだということ
をお示しすることは、これは三者構成

の審議会で十分練つていただくという趣旨にも反すると思ひわけでございます。まず、審議会におきまして十分御検討を願ひ、その際におきまして、わ

れわれはもとより具体的にその業種、業態あるいは地域によりまして既存の資料も使いますし、具体的な調査もい

たします、それも提議申し上げる。それと同時に、われわれがそのとき具体的に調査をいたしましたいろいろな資料に基いてわれわれとしてももとより

判断をするわけでありませう。しかし、その判断をする場合におきましても、三者構成の審議会が慎重に御考慮を願つて、そうして出されてきました御

意見というものは、これはもとより最大限に尊重するという建前で検討しなければならぬことはもとよりであるところである。

○阿具根登君 私は、支払い能力の問題はまだ質問をしておりました。まず最低生活という問題からこれは質問しておるわけでありまして、今おっしゃいました支払い能力というより、なにも加味しなければならぬからと、こういうことを言っておられますが、審議会上つてくるやつは業者間で定められて上つてくるのが大部分でしょうが、そういういたしますと、支払い能力のないようなことを業者がきめてくるわけじやございませんか、そうでしよう。そしてそれが審議会にかかってくる。そうしますと、この最低賃金そのものの考え方が私は間違つてくると思うのです。少くとも労働省がこういうものをお作りになる場合には、ちゃんとした資料を持つておられるけれども、ここでお出しにならぬのだと私は思つてゐるのです。いつの場合でもほとんどこういう問題が出る場合には一応の基準というものは持つておられる。それによつて地域の差とか何とかありましよう。地域差なんかというものは、いふん各署でも使われておるようでございますから、それは私は直ちに出来るものだと思います。何か一番むずかしいかという問題になつて参りますと、労働力の再生産、これもむずかしい問題でしよう。しかし、この場合考えられておるのは、非常な零細企業、小企業の問題なんですね。そうすると、一番皆さんがお考えになつておられますのは、支払い能力ではなからうか、こう思ふのです。

は三本建になつておりますですね。生活賃とそれから他産業、関連産業との比較、支払い能力、こういうことがこの法律の骨子になつておると私は思ふのです。しかし、これは四十年前の非常に論議されたことであることは御承知の通りです。そして他産業との比較は、これは別として、生活費と支払い能力というものが両立できるか。全く相反するものであるということが論議されてきたはずで、そうして、一応の結論として出されておるのは、やはりこれは労働者の保護政策である、保護立法である。そうするならば、生活をまず認めてやるのが、これがこの目的である、こういうような解釈が私は出されておるようになつておる。この点、大臣、どういふふうにお考えになつておるでしょうか。

○国務大臣(倉石忠雄君) お説のように、労働者の保護を目的とすることは一つの大きな目的であります。この目的にも申しておりますように、「賃金の低廉な労働者について、事業若しくは職業の種類又は地域に依り、賃金の最低額を保障することにより、労働条件の改善を図り、もつて、労働者の生活の安定、労働力の質的向上及び事業の公正な競争の確保に資すること」ともに、国民経済の健全な発展に寄与することを目的」としておる。従つて、ここでいっておりますように、労働者の保護、同時にまた、労働者を保護することは、先ほど来お話のありましたように、この労働条件の改善によつて国民経済の健全な発展に寄与することができると、これがわれわれの目的だと、こういう考え方で最賃法を考えておるわけですが。

○阿具根登君 はつきりしていただきたいのは、労働者のこれは保護立法である、保護立法であるとするならば、生活にこれはウェットがあるのだ。いわゆる憲法二十五条で示されておる以上に、健康で文化的な最低生活がその最低賃金だと、これは日本国民全部の権利があるのです。それをあるいは皆さんの解釈では、生活保護費を考へておられるかも知れない。私は、それに働いておる労働再生産力というものが加味されておると思ふわけですが、そうすれば、私の言うのが正しいのだと、こうおっしゃるならば、これは支払い能力云々という問題は、これは相いれないやうになつてくるわけなんです。どちらにウェットを考へておられるのか。それで先ほど堀局長が言われた答弁とも食い違つてくると私は思ふのですが、どういふふうにお考えでしょうか。

○国務大臣(倉石忠雄君) この本質的には御承知のように、日本という国は大東亜戦争以来、領土は狭められ、経済は根本的に破壊され、こういうふうになつて直つてきた。しかも、人口の増殖率というものは、昔よりも衰へておらない、こういうやうな前提を考へて、このやうな問題は私は考へていかねければならぬと思ふのです。そこで、たとえば一つの官庁で行政整理をやるといふことを希望された、行政整理といふことは、当然人員の整理を伴うといふことになれば、それをどうするかといふやうなことに差し迫つたさうの反動が起きて参りますので、私どもはやっぱりそういう点を考へてみまふといふと、行政整理といふことが必要であるに違ひないけれども、それに

よつて来たところの他の反動、つまりその整理された人員をどうするかといふことが大きなウェットを持つて政治の面に現れてくる。私はそういう苦悩といふものが産業面においても同じやうに考えられると思ふのです。オートメーション化しなければ国際競争に立ちおくれる、あらゆる方面でそういうことを言われておるにもかかわらず、やっぱり人員といふものを整理するといふことについては大きな悩みを持たなければならぬ、これがやっぱり私は民間の企業でも、国の経営でも大きな問題だと思ふのです。従つて、日本が今経済的に国際競争力を維持して立ち向つていくためには、やっぱり六〇%以上占めるといわれている中小企業といふものが日本の経済の中核をなしているのではありませんから、保護育成しなくてはならない。従つて、それに対してあらゆる手段を講じて、保護の手を差し伸べると同時に、しかも一方においては、労働の再生産を伴う労働力の培養といふことは、これもやらなければならぬ問題だと思ふ。従つて、最低賃金といふやうなものを考へます場合に、先ほど私が法の目的で申し上げましたやうに、もちろん低賃金にあるところの労働者のために、これを保護するといふ考え方は、これが一つの目的、一つはやっぱりそういうことをすることによつて、その事業に働いておられる労働者の質的向上も考へることができるようになるし、従つて、日本の国際競争力に立ち向つていく日本の経済力の培養にもなる。こういう二つの目的で私は最低賃金法といふものは、現在の日本の段階においてはぜひなくてはならないものである、

○阿具根登君 そうすると、ただいまの御答弁では、支払い能力といふものは、そう考へておらないのだといふことですね。最低賃金をきめて、そういう生活を保障してやり、労働再生産力を培養してやりさえすれば、自然能率も上つてくるし、支払い能力といふものは考へる必要はないのだ、こういうことに考へてよろしうございませうか。

○国務大臣(倉石忠雄君) 私が申し上げた言葉が足りなかつたやうであります。が、当該企業について、やはりわれわれは具体的に申せば、この法律案を策定するときに、全国に商工会議所といふやうなものがあつて、地方ではその会議員ほとんど中小企業者です。そこで、その傘下におられる零細企業の人たちにもいろいろ集まつていただいて、こういう問題について意見を聞きました。彼らの一部では、現在政府が提案したしておりますやうなものですら、強い反対を唱えており、その大きな理由としては、支払い能力をあげておる。私どもはやはりこの最低賃金といふものを、だんだん理想的な方向に近づけたいと思つておりますけれども、現在の段階では、この審議会の答申を根拠にした政府案といふものがきつて妥協なところであると思へましたのは、やはり現在の日本の零細企業等における支払い能力といふものも、大きなウェットを持つて考へてあげなくてはだめなんだといふ見地に立つて、支払い能力といふものを十分に考慮しなければならぬ、本案を策定するには、そういう考え方は、もちろん大きなウェットを持つておるといふ

ことを申し上げなければならぬと思ひます。

○阿貝根登君 その場合生活費です、ね、生活保護という様な意味じゃないのですよ。最低賃金とその支払い能力とどちらにウェイトをおかけになりますか。支払い能力にウェイトをかけるならばこれは生活賃金を規制することとはわかつておるのです。そうすると、生活賃金の方に、生活費の方にウェイトをかけられるならば支払い能力というものは一応どこかで規制しなければならぬということになるわけですが、だから、その場合に、どちらにウェイトを置いておられるのか、両方大切だとおっしゃられると、そんなことはできません。

○国務大臣(倉石忠雄君) 私はそんなにあつさり片づけなくてもいいんではないかと思ひのです。数年前に御承知のように、絹、人絹織物、立練、座繰等の最低賃金についての御意見が出ました。私の郷里などはあの業種の中の三つ備えておられますけれども、あれは実際に何とかして現金収入がほしいのだという人がほとんど競争的に……な、障子紙などを作つておる産業というものはあの賃金でなければ引き合ひない、そうかといつてあの仕事はやはり成立して、昔ながらに伝統的に商売は維持しておる。しかし、そこで働いておられる賃金というものはきわめて低賃金です。そこで、そういうことを考えて参りますという、最低賃金というものを考えますときに、非常にこの段階の多いということにわれわれが気がつきます限り、今の申しました障子紙などの例と、それからまた静岡にありますが花カツオ業者、こう

いうところのすでに業者間協定などを見ましても非常に段階がある、手すき和紙なども段階があります。大體しかし、こういう方向によつて業者間協定というものは、この法律がなくてもやがてこれは実施されるのだということ、現実にはだんだんと地方出先の役所の勧奨もありまして、業者間協定というものは結ばれつつあります。その実績というものをみますと、やはり常識的にある程度のレベルの業者間協定をだんだん結んできておる。むしろ前よりも一、二割くらいだんだん上昇してきておるということも報ぜられておるようなわけでありまして、やはり私は本法が実施されるということによつて結ばれる業者間協定、あるいはまた、第二の方式にありまして、

あわせてみれば、決して私はこれが理想的なものであるとは申しませんけれども、まずこの段階から手をつけていくことがきわめて妥当なところじゃないだろうか、こういうふうに考えておるわけですが、

に、労使双方の団体協約も、そういう常識的なものが基準になつて結ばれていくだろう、また、そういうふうになつていられれば、現実には非常に低いレベルで人を雇つておることは、だんだん地域的にそういうものが広がつてきますから、いい人がそういう低いところには集まつてこなくなりまして、だんだんとそういう低いところにも取り入れられると同時に、われわれもまた、これを勧奨する、一挙に一定のレベルのものを施行するということになります。阿貝根登さんも御承知のように、あるものについては今までよりも非常にこれは低いじゃないかと思はれるものがあるかもしれない、あるものは、そんなものをやられたつてわれわれは支払い能力がないというものであつかもできない。従つて、私は現在の段階では、現実の日本の状況に照らし

場合はどうなりますか。たとえば基準法ができません場合には八時間労働、週四十八時間というのが定められた場合に、今の大臣の御答弁でいきますと、今の場合を考えた場合には、おそらく八時間労働を切つてもらつたのでは、うちの会社は立たないのだということ、九時間とか十時間とか働かせなければできないということになつてくる、しかし、基準法では八時間というのをきめた、こういうことがちやんと定められておる。もう一つ静岡のお話が出ましたが、マグロのカン詰は出ませんでしたが、今度は新潟の燕市なら燕市を見る場合に、あそこはほとんど洋食器を作つておられる、一ダース二百二十円ぐらいで外国へ売つておられると私は聞いておる。そうすると、非常に低賃金で雇つておられるから、そういう安いものができるのだ、こういうことになるわけですが、それで、先ほどの話でも一つの最低賃金というやつを引けばそれよりももうかつておる所もあるが、それで払い切れない所もある、こうおつちやつたけれども、私は前者の方は当りまえだと思ひます。最低賃金というものをきめられて、上のやつをそれに下げるのは最低賃金じゃないのです。下のを上げるのが最低賃金なんです。それならば当然そういう犠牲も出てくる。しかし、それは企業の合理化なりあるいは機械化なり何

なりしてやつていくように指導しなければ、いつまでたつても今言われたように、安い所にはいい人間は集まらなけれども、生きるために——今度は生きるためにやはり安い低賃金でやつていかねばならない。御承知のように、毎月々々五十数万人の完全失業者がおる。潜在失業は七百万、八百万、確実な数字はおそらく政府もつかんでおられないと思ひます、私もつかむことができませんが、やはり七百万か八百万の潜在失業者がおる。そうしますと、少しでも生活の足しにするために、そういう所にやはり仕事を求めていく。そうなつてくれば、私は最低賃金の意義というものはなくなつてくる、こういうふうに思ひわけなす。最低賃金というものをきめるならば、何度もうるうらに、一つの尺度というのがあるはずですが、たとえば政府の答弁の中で、社会党が言つておるように、一律八千円のベースでやつた場合にはこれに見合ひない人が四百二十五万人おる。その費用は千二百八十四億円要するというのを発表しておる。また、六千円にした場合、満十八才で六千円にした場合でもそれに該当しない者が二百三十七万人おる。それに対する金額は五百四十四億円と政府は発表しておるわけなんです。そういうふうに、社会党が出したこういう案に対してはそれだけ詳細に説明されておる、反論されておる。それならば、自分たちが出したのには幾ら金が必要なのか、幾らにするのか、全然それを発表されておらない。それはおかしいじゃないか、私は最低賃金というものは、何回も言うように、上の人に適用するのじゃない、下の人に適用するな

らばどこかに少しは無理がある。それが先ほど来言つておるように、支払い能力が主であるのか、あるいは生活が主であるのか、健康で文化的な最低生活というものが主であるのかと、こういうことをお尋ねしておるわけなんです。だから政府としては、六千円にしてもこれだけの金がかかりますよというならば、幾らにすれば金はかかるんだ、その幾らというものは実際最低賃金と稱するに足るものであるか、足りないものであるかという論議がされてしかるべきじゃないか、私はこう思ひわけなんです。で、私が聞きたいことは、政府はこの法律ができ上つてから賃金委員会の答申によつて、そのときに資料を出して裁定いたします、決定をいたします、こればかり無責任だと思ひますが、これはどうでしょう。

○国務大臣(倉石忠雄君) 最低賃金法というものを策定いたしますときの政府の考え方は、先ほど来申し上げておりますように、労働者保護はもちろんのことでありますが、やはり零細な企業に従事しておられる労働者の賃金を生み出すべき源泉を培養しなければだめだ、従つて、支払い能力が現在の段階であるからこれだけ以下のことでもやむを得なからうという考え方ではないかと思ひます。従つて、あらゆる努力をして、そういう零細な企業も継続してだんだんと賃金の上昇もできるということにこれを助けていかなければならない。これはもう当然のことです。御承知のように、中小企業対策というものはいろいろ口では言へれますけれども、実際やつてみて大へ

んなものであります。これはなかなかむずかしい、われわれもそれを認めますが、やはり零細企業というものが日本の国の産業の中核でありますからして、これはあらゆる角度から検討して援助しなければならぬ。そうして少くとも最低賃金というようなベースの賃金というものは払えるようにというのを一方にしながらこの法案を實施していく、こういうのが最低賃金を提案いたしますときの政府の腹がまえであります。また、そういうふうに逐次努力をいたしておるわけでありすが、そこで実際には、やはりこの本方法でいっておりますように、四つの方式、先ほどお話のありましたような業者間協定、これも一つの方式、しかし、これもやはり協定そのものがすぐにはやられるわけではなくて、それを最低賃金審議会というものにかけて、十分な話し合いをして、そうして三者構成でありますから、そこでまとまった御意見を答申してもらつて決定をする。その他はここに書いてありますように、これは政府が決定する場合もあり、もう一つは労使協約によつてそれを届け出ることによつて承認すること。ういつたような方式を取り入れることが現在の段階では各方面に反射作用を起さないで比較的スムーズにいく方法ではないだろうか、しかし、これはどこまでも私どもは、これが最終的理想案だとは考えておらない。この実行の経過を見て、徐々に一つ理想的なものに近づけていきたい、こういうわけであります。

○阿具根登君 卿が先か鶏が先かというような論議をやつてもしょうがないのでございますが、しかし、労働大臣

は、非常にこの法律案が最善ではないのだと言つておられますから、これはいつの場合でもそう発言されておりますから、これは最善ではないということはお認めになつておられる。しかし、政府は手もぬらさず、業者は手もよこさずに最低賃金がきまるというところは私は考えられないと思つたのです。これが一等最初申し上げましたように、これは生活をまず与えることである、労働保護法である、労働者が再生産に協力できるように生活を安定させてやる労働保護法であるということになるならば、社会党の言うより一カ月六千円ということになればそれに見合わないのが二百三十七万人いる。そうなりまゝ、そうなるのと六千円でやりなさいといへばこれに五百四十四億円の金が必要。さうおつしやる。それなら私が言うように、労働保護法であるならば、あるいはそれは最低の最低までいけばその支払い能力がそれに見合わないところが出てくるはずで、これはその全部の人が支払い能力に見合うというならばこれは最低の最低であつて、生活とか労働力の再生産とかさういふことは考えられない数字になつてくる。私は思ふのです。これはそんな数字にならない。だから、一応の数字があつて、これでもとのくらしい人間が適用外になるからこれを適用するためにほだだけの政府は予算を組まなければならぬが、また、支払い能力がないからといつてそれをつぶせというのじやないのですから、これが支払い能力のあるように指導しなければならぬ。その指導をするためにやはり金面をどうするとか、あるいは利子を

どうするとか、いろいろな政府の施策がこれに裏づけされなければならぬ。ところが、全然その裏づけも何もなくて、さうして最低賃金というものは政府は手もぬらさず、業者は手もよこさずさうしてこれが最低賃金でございませうといふことになつてくれば、これはとんでもない最低賃金だと私は思ふのですが、その点いかがでしょう。

○國務大臣(倉石忠雄君) それは阿具根さんのおつしやることは、あなたの御立場としてわかりますけれども、あなたの御意見はさうでありませう。先ほど申し上げましたように、中小企業といふものを今のお説によりまゝと、何もやつていなくて培養する方法も講ぜずにおいて、現在のままで低い賃金を払つていいのだといふふうなお話であります。私もさつきから申し上げておきますように、中小企業対策といふものは困難でむずかしいことはわかつておりますが、政府は全力をあげて中小企業の保護育成、培養についてあと限りの努力をしておる。さうしてまた、零細の企業も維持育成していく考えであります。そのことの上手、下手はともかく別問題といたしまして、さういふ考えで努力をしておる。一方において、さういふものを保護育成しながらさういふような最低賃金のこの制度を實施していけるようにしむけていく、指導していくのだ、さういふのでありますから、しかもそこで私が申し上げますのは、現在の状況を勘案しまして、零細企業の従業員を保護するといふ立場、同時に、不当競争をこれで防止する一つのステップでありますから、さういふ考え方に立つてや

ると同時に、この最低賃金というものをだんだんと各地域、各産業に、零細企業にも行えるように一方において政府は手伝つてやる。今阿具根さんがちよつと仰せになりました、一定の水準を設けてそれを實施するために支払い能力を勘案して、不足であるといふなら、政府は何ほどのそれに対する予算を組むか、その予算といふことについて私の理解が間違つていればまた直しますが、あなたのお説はさういふものをやはり國がめんどろを見るべきではないか、さういふふうな御意見だろ

うと思ひます。それは私も、政府としてはできないことだと思ひます。その民間産業の零細企業の人にだけ特別なことをする、これはもう国民全体に対しては、やはり生活困窮者には生活保護もあり、それぞれ社会保障は政府が負担すべきことであつて、企業内の賃金、それが払えないからこれについて予算をやるということになる、やはり他の全体に対して不均衡になることではありますから、自由企業を建前とする私どもの政府としてはさういふことは考えられないのであります。

○阿具根登君 いや、私の言つてゐるのはさうじやないのです。いわゆる最低賃金といふのをきめれば、それはどの線をお考えになつておるかかわらないけれども、何回聞いてもおきいにならないのでわかりませうけれども、一つも犠牲のない、さういふ零細企業であつても支払い能力の可能である中においての最低賃金だとお考えになつておるならば、私は最低賃金の価値なしといふのです。それは支払い能力だけであつて、それは業者の支払い賃金の最低をきめておいでになる。労働者もらう賃金の最低じやないのです。労働者対象ではなく、業者対象なんです。それは、で、あなたは、私が言つたのに、國がさういふ金を出す必要がないのだとおつしやるならば、何のために六千円出した場合にそれだけ出せば五百四十四億の金が必要。さういふことをお言ひになりますか。社会党が六千円出せば二百三十七万人の人がその線以下にあるから、だから、その業者を助けるなりあるいは何かの補助をするなりすれば五百四十四億要る。全国一律八千円の場合なら千二百八十四億要る。さういふことを言つておられるわけなんです。それなら非常におかしいじやないか。それはどうですか。

○國務大臣(倉石忠雄君) 今お説み上げになりました答弁をいつつたのか、ちよつと政府委員に聞いてみたのであります。……

○阿具根登君 持つておりますから、読んでもいいですよ。

○國務大臣(倉石忠雄君) それはわかりました。

そこで、さういふ話も出たようでありましたが、それはおそろしく一律に賃金をきめて、さうして零細企業が支払えないという場合に生ずる対象の金額といふものはこれだけになるのだという説明を當時したのだらうと思ひますが、私はさういふことは別にいたしまして、現在の段階で、先ほど申し上げましたように、自由企業の立場に立つて今日、やはり可能な程度に支払い能力といふものを考慮して、さうしてその企業が立ちあいくように一方において援助しながら、政府の考えている

最低賃金制というものが実施できるよ
うに、それを一つ実行に移して様子
を見て、だんだんそれが大体この程度で
いけるということになりますならば、
やはり政府としては、もつと理想に近
いものに後で改正をしていくというこ
とが前進的で実情に即したやり方では
ないか、こういうことを申しておるわ
けであります。

○阿貝根登君 私はそれでは、ただ業
者の意見を尊重されただけであつて、
その下に働いておる人たちが、人に値
しない生活をしておるものを救うには
何にもならない。それでは労働保護立
法ではないでございませうか、こう
言っているわけなんです、私の考え方
は、そこで、本論に戻つてみますと、
先ほど四本の柱とおっしゃいました。
確かに四本の柱と言つておられるよう
ですが、私どもはこれは四本の柱とい
うことではなくて、業者間協定がねら
いである、かように思つておるのです。
この四本の柱の中の第三にしまして
も、これは労働法の十八条で十分でき
ることは御承知の通りです。第四にお
きましては、これは基準法の二十八条
以下で十分やろうと思はばできること
なんです。そうすると、残るといふの
は、業者間協定、地域における業者間の協
定、業者間がこれは目的である。こう
なつてくると、最低賃金の意義が、最
初から申し上げております意義が狂つ
てくる。政府はいわゆる育成指導を今
までやつておるとおっしゃるけれど
も、この法律によつて政府は何がしか
の援助をするとか、あるいは金融面あ
るいは利子、こういうものについての
お世話をするというような考えも全然
ないとするならば、それならば、今の

やつから一歩も私は前進しない、こう
言へば、おそらくこの一年間の間に三
十くらいの業者間協定ができましたよ
とおっしゃるだらうと思ふのです。私
も知つております。それは当然できる
べくしてできたわけなんです。私ども
が心配しているのは、そういうことも
できないところが多数あるではないか。
それを業者間協定で勝手にきめられ
るならば、私は一番気の毒なのは、そ
れに使われている労働者ではないか。
私は、労働省がこういう最低賃金法案
というものを出すならば、一番最初に
労働大臣が言われたように、最低賃金
というものは、生活を維持し、労働力
を再生産するために払うべく国が機関
によつて決定して、それ以下を払つて
人間を使うことはできないというものが
最低賃金法の考え方ですと、こう言つ
ておられるその精神は一つも生きてお
らぬではありませうか。そうすれば、
最低賃金法と言えないではございませ
んかと、こう言つておるのです。

○政府委員(堀秀夫君) ただいまの御
質問に對しまして、従来の経緯を御説
明申し上げて、お答えにいたしたいと
思ふわけでありませう。

業者間協定——ただいま三十と仰せ
られました、実際には昨年の一年間
で、八十件できております。それから
なお、業者間協定を締結しようといふ
ことで実態調査を実施中のものが、そ
のほか七十件ございませう。これらの
実態を見てみますと、先ほど大臣か
ら御答弁申し上げましたように、多い
ところでは三〇%以上の賃金増加を来
たとしておるところもありますが、大体
平均いたしますと、一〇%ないし二

〇%程度の上昇になつておるわけでご
ざいます。これらのものは、当然こう
自然にできてきたものではないか、こ
ういふ御意見でございませうが、実は
これにつきましては、労働基準法に基
く最低賃金の決定方法ではなかなか実
施ができない。そこで、一昨年のその
前の年でございます。その前の年に、
労働省にありまして労働問題懇談会にお
きまして、賃金小委員会というものを
設置されました。中立、労働者側、使
用者側の三者が御参加になつて、ま
ず、この最低賃金を理想的な形にだん
だん持つていくための基盤をどうや
つて育成するかというような方法につ
いて、いろいろ御検討なさつた。一昨年
の二月に労働問題懇談会の賃金小委員
会において、意見をまとまして、総
会においても満場一致の賛成で労働大
臣に意見書が提出されたわけござい
ます。その意見書と申しますのは、一
つは、最低賃金法制の早期実現につ
いて、政府は至急検討に着手すべきであ
る、そのためには現在休会中の中央賃
金審議会をすみやかに再開して検討を
始めるべきである、こういうのが第一
点でございます。それから第二点は、
業者間協定を実施して、中に最低賃金
条項を組み入れていくというところは、
労働者の保護、企業間の公正競争の維
持というよりなあらゆる面から意義が
あることであると思ふから、政府はこ
の業者間協定の締結について援助を行
うべきである。こういう意見書が提出
されたわけでございます。

そこで、労働省といたしましてはそ
れを受けまして、労働次官から各地の
都道府県基準局長あてに次官通達を出

しまして、業者間協定の締結について
援助を行ひ、こういう方針をきめたの
であります。その方針をきめて、各地
で援助を行ひましてからできましたも
のが、ただいま申し上げました八十
件、調査中のもの、なお七十件といふ
ことでありまして、その結果を見ま
すと、賃金の上昇率も一〇%ないし二
〇%、これと並びまして企業の内部の
面におきまして、企業経営の近代化、
合理化のための刺激になつた、あるい
は労働力の維持増進に益するところが
多かった、こういう報告がきておるわ
けでございます。そこで、これを行
います一方、政府におきましては、こ
の意見書のもう一つの内容であること
ろの中央賃金審議会を一昨年の七月か
らまた発足願ひまして、それに対し
て、現状においてわが国の実情に最も
即した最低賃金法制はどのようなもの
が適當であるか、こういう諮問を申し
上げたことに對して、いろいろ熱心な
御意見が出、中途においては相対立す
るというよりなこともあつたのであり
ますが、結局において一昨年の十二月
に答申が出て参つたというわけござ
います。これに基づいて作成したのがこ
の最低賃金法案でございます。

そこで、最低賃金法案の内容につ
きましては、先ほどから御説明申し上げ
ておる通りに、第一は業者間協定、第
二に業者間協定に基づく地域の最低賃
金でございます。それと同時に、労働協
約に基づく地域の最低賃金をきめてお
るわけでございます。これらのものにつ
きましては、業者間協定だからそれは
最低賃金ではないというお尋ねでござ
います、労働公益三者代表をもつて、
同数の委員をもつて構成される

中央賃金審議会においてこれを十分御
検討願ひまして、その意見に沿つて適
当であれば最低賃金として決定する、
また、必要があればその地域内の同種
の労使に及ぶ地域の最低賃金を決定す
る、こういうことでございまして、そ
ういふような経過をたどるわけござ
いますから、業者間協定がそのまま最
低賃金になるわけではないと考えてお
ります。

それから労働協約に基づくところの地
域的最低賃金でございますが、これは
ただいまちよつと御指摘になりました
が、組合法の十八条によりまして労働
協約の拡張適用ということがあつたわ
けでございます。しかしながら、労働協
約の拡張適用というものは、いわゆる
団結権の維持という見地から、一般的
に労働協約を拡張適用するその決定
は、労働委員会の議決を経て労働大臣
あるいは都道府県知事が行ひ、こうい
う仕組みになつておるわけございま
す。そこで、これにつきましては中
央賃金審議会においていろいろ御検討
があつたわけでございますが、やはり
一つには、最低賃金をきめる場合に
は、やはりその専門家である中央最低
賃金審議会あるいは地方最低賃金審議
会において審議をし、その御意見を求
めるということが妥当ではないか、こ
ういふことでこの中に入つておる。ま
た、それと同時に、組合法十八条に基
く労働協約の拡張適用というものは、こ
れは全くの拡張適用でございませうか
もとのなる労働協約が失効いたします
れば当然拡張適用されたものも失効す
るわけでございます。このようないふ
ことがあつては、最低賃金としての安定性
を確保できないではないかという意見

でございました。そこで、この法律に
おきましては、結局労働大臣が決定い
たものでございますから、もとにな
る協約の効力に関係なしに、もとな
るものが失効してもあくまでも最低賃
金としては残存するというので、最低賃
金としての安定性を保つておるとい
うことでございます。また、その違反に
つきましては、民事的効力及びさらに
刑事的効力の規定を付与いたしまし
て、そうして最低賃金としての円滑な
運用をはかる、こういう建前で入れた
ものでございます。

で、これらの三つの方式に加えまし
て、最終的には、労働大臣が職権に基
いて賃金審議会の承認を求めて職権発
動をする道も第四としてあるわけでご
ざいます。これらの四つの方式を適宜
かみ合せて、業種別に、職種別に、漸
次最低賃金を拡大していく方向がわが
国の現段階としては適正な方法ではな
いか。将来の理想問題としてはいろいろ
あるかもしれませんが、理想に漸次近
づいていくための現段階において最も
適当な方策としては、やはりこの中央
賃金審議会の以上のような過程を経ま
して提出された答申を尊重して作
成したところの政府の最低賃金法案が
現実的な最低賃金法案ではないか、こ
のように考えておる次第でございます。

○阿貝根登君 私、ただいま御説明
になりましたが、法を作った方として
はそういうような説明をしなければこ
れは大へんなことになります。しか
し、審議する私どもの立場をいたしま
しては、これは最低賃金法という単独
立法を作つてそうして組合法なりある
いは労働基準法を変えられて、すうか

えられていつておる。その目的は業者
間の賃金協定というところに一番ウ
エートが置かれておる。いわゆる賃金
というものは業者間で勝手にきめられ
るような形の変つたものにこれはされ
ておるのだと、かように思ひます。だ
から組合法、基準法及び労働立法と今
度の最賃法の関連については、後日の
委員会でも十分御質問申し上げたいと思
いますから、これは保留しておきま
す。

最後に、三十とか二十とかというの
はあれは去年のことだつたよりです
ね。去年のあなたの答弁では二十に
なつておるよりです。よく努力してい
ただいた模様で、それから六十もふえ
たようでありましてけれども、一体幾ら
にきまつておるのか、詳細の数字を教
えていただきたいと思ひます。

○政府委員(堀秀夫君) これにつきま
しては、大体このようになっておりま
す。満十五才の者、満十八才の者の初
任給をきめたものがございまして、こ
れについて申上げますと、満十
五才の者につきましては、最低は三千
六百円程度、それから最高は七千三百
円程度でございますが、その間の数字
を申し上げますと、ちょうどまん中
辺の、いわゆる統計の言葉で申しま
すと、中位数という数になります。こ
れが四千三百二十九円、それから
低い方の、下から四分の一程度の分布
に当るもの、これが四千二百二円、そ
れから高い方、上から四分の一の
程度の第三四分位数が四千八百十七
円、それが満十五才の初任給。それか
ら満十八才の初任給が、やはりこれも
三千六百円程度から上の方までござ
います。中位数が四千九百二十九円、

それから第一四分位数が四千五百七十
五円、第三四分位数が五千二百六十三
円でございます。それから十八才の者
で初任給でない者の最低賃金を申し上
げますと、これはやはり低いところが
四千四百円程度でございます。高い
ところは八千円以上というものが三件
ございまして、これについて平均的な
数字を申し上げますと、中位数が六千
二百円、第一四分位数が五千二百五十
円、第三四分位数が七千四百円、こ
ういふ数字になっております。

○阿貝根登君 そりういたしますと、中
位数が十八才以上をとつてみまして大
体六千二百円、初任給で四千九百二十
九円でございますが、こりういふこと
になつておるわけですが、十八才の初任
給で三千六百円ということになれば、
皮肉にも東京の生活保護を受けておる
人と同じ金額できまつておるようでご
ざいますね。どうなりますが、そりう
いふのは。

○政府委員(堀秀夫君) これは八十件
のうち三千六百円程度のものが一件あ
る、こりういふことでございまして。業者
間協定の締結につきましては、これは
事実上援助を受けておるわけござい
まして、われわれの方から言ひまして
は、何ら強制力はないわけでございます
。今度の法案が実施されますれば、
これらのものに基く申請が出て参り
ます。それを賃金審議会において勞・
使・中立三者構成の審議会でも十分御
検討を願つて、これが適当であるとい
うことになれば、労働大臣は決定をいた
します。適当でないということにな
れば却下する、こりういふことになるわ
けでございます。

○阿貝根登君 この数字はおつしやつ
たように、業者間がきめた数字でござ
いますね。労働者の意見は一つも入つ
ておらない。支払い能力の範囲内でき
められたものだ、こりうなるわけでご
ざいますか。

○政府委員(堀秀夫君) これにつきま
しては、事実上の措置をいたしまして
は、この締結の過程におきまして、何
らかの方法で従業員の意見を聞いてい
るものが過半数になつておると報告さ
れております。

○阿貝根登君 そりういたしますと問題
は、私が労働者の意見——労働者の意
見というから労働者の意見も入つてい
るというのを言われまされども、
事実上私は、非常に弱い発言力だと思
うのですよ。もう事実は組合もほとん
どないやうなところだと思ふのです
よ。そりういたしますと、業者間だけが
非常な発言権を持つておる。苦情申請
も業者間だけになつておる。苦情申請
の苦情や労働者の意見はどこで取り上
げるのですか。

○政府委員(堀秀夫君) ただいままで
の業者間協定はあくまでも事実上の措
置でございまして、何ら規制はないわ
けでございます。そこで、お話のよう
な御疑問も出てくるわけでございます
。最低賃金法が実施になりますれば、
これを勞・使・中立三者構成の賃金審
議会において十分御審議願うというこ
とになりますから、その場におきまし
て労働者の意見は反映される。なお、
賃金審議会におきましては必要があれ
ば、専門部会というものを設けるよう
に法案になつております。専門部会に
おいて、なまの関係者の方の御意見を
お聞かせ願うというやうな仕組みに

なつておまして、その賃金審議会の
意見を尊重して労働大臣が最終的に決
定する、こりういふことになるわけでご
ざいます。

○阿貝根登君 最後に一点質問してお
きますが、そりういたしますと、これが
業者間において支払い能力の限度だと
いうやうに解釈した場合、もう一つ
突つ込んで申上げますと、最低賃金等
の法律を作らなければならぬという
のは、業者が自分が使つておる人を人
たるの生活の責任を持たないからこ
ういふものも要するやうになるわけなん
です。実際の人の人たるの生活に対する責
任を持った業者ばかりであるならばこ
ういふ最低賃金法案なんかは私は要
らないと思ふのです。ILOの終局の
目的は私はこりういふものを法律で作
らぬでも、人を使う人は同じ人間とい
う立場に立つて、生活の確保、労働力の
再生産の確保をする義務を持つておる
のだ。それをただ利潤のみを追求して
非常に安い賃金をやるから、こりうい
ふ最低賃金法案が要るのだ、こりうい
ふに私は考えるわけなんです。そりう
いたしますと、そりういふ業者が出したこ
れが、たとへばこれは最低賃金法とし
ては低きに失するといふことが言われ
た場合に、支払い能力とこの問題はど
うなりますか。さつきから言つてお
るやうに、政府は一銭も金を出さない
援助もしないし、指導も今やつてお
る範囲内から出ないといふことを言つて
おられるが、一体これはどうなる。ま
た、これを払わなかつたからといつ
て、一万円の罰金くらいで済むよう
ですが、一体どうなる。

○政府委員(堀秀夫君) 最低賃金法案
の第三条に、三つの基準が掲げてござ
います。

います。これは「労働者の生計費、類似の労働者の賃金」、それと「通常の事業の賃金支払能力」とこの三つを勘案してきめるということになっておりまして、いずれにウェイトを置くという事ではなくて、この三つを勘案してきめる。しかも事業の支払い能力につきましては「通常の事業の賃金支払能力」と書いてありまして、これは個別的におれのところは払えないのだというふうな言いわけはもとより許さないのであります。事業が正常な経営を営んでいる場合に期待できるところの「通常の事業の賃金支払能力」という意味でございます。そこで、業者間協定、今まで事実上のものにつきましては何ら強制力もないわけでございますが、今度の法案ができますれば、労働者を含む三者構成の賃金審議会において、必要があればさらに専門部会も設けてそこで十分御検討願う。そこで、ただいま申し上げましたように、不法に利潤だけを追求して生活賃のことを全然考えていない。それからその地方における同種の労働者に比べてえらく低いというふうな、不相当であるということになりますれば、それによつてこの最低賃金にはならないわけでございます。そういうことによりまして、そこで十分労使あるいは関係の権威者の御意見を反映していただいで、その出されたところの適正な御意見に基いて、これを十分尊重して最低賃金をきめていくという方向で進んで参りたいと考える次第でございます。

なお、罰則の点につきましては、一人一万円程度じゃ低いじゃないかという御意見でございますが、これはただいまの最高裁判所の判例によります

と、一万円というのは労働者一人について、一件について一万円ということでございます。従つて、最高額というものは、最高裁の判例でも確立されておるうちに、相当多額になり得る。ただし、それが実際にどの程度になるか、それは個々の場合について裁判所がきめになるわけでございますが、最高限というものは、今申し上げたような最高裁の確立された判例によりまして、相当多額でございますから……。

これともう一つは、先ほど申し上げましたそれに下回るものを、たとえ業者と労働者の間で労働協約としてきめても、それは無効であつて、当然困がきめた最低賃金としての額まで高められる、民事的に当然そうなるという規定があるわけでありまして、この民事的効力と刑事的効力を併用していきますれば、最低賃金の円滑な運営に資することができるとはならないかと考へるわけでありまして。

○阿具根登君 私刑の低きに失すると言つたのは、基準法から見た場合のことを言つたのでございまして、かえつてこれでは軽減されておる、こういふふうに私は考へておるわけなんです。

それから先ほど局長が言われました、賃金法をきめた場合に、それよりも下回るようなことはさせないとおつしやつたけれども、それはその根本が業者間協定であるという点について、私はこれはそういうことを言うのは言われるけれども、業者間のやはこの基本になるのは、支払い能力に依じて従業員的生活を犠牲にしてきめられていくものだ、こうしかどうしても考へられない。そこで先ほど申し上げました

労働組合法、基準法との関連——今局長が言われましたこの現在八十からきておる、こういふものとの関連、こいういふものについての質問は、要求しました資料ができてから質問させていただきますように、委員長に特別にお願いを申し上げて、本日はこのくらいで打ち切りたいと思ひます。

○委員長(久保等君) それでは阿具根君の質問もまだ残つておるようであります。が、本案に対する本日の質疑はこの程度にいたしたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(久保等君) 御異議ないと認めます。

ちよつと速記やめて。

〔速記中止〕

○委員長(久保等君) 速記起して。本日はこれにて散会いたします。

午後四時二十四分散会